平成27年5月1日施行

「特定求職者雇用開発助成金」支給基準の変更について

助成対象外となる基準の追加

平成27年5月1日以降、対象労働者を雇入れる場合

<新たに助成対象外となる基準>

① 有期契約で雇入れる場合は、原則対象外

ただし、自動更新や本人が希望すれば必ず65歳以上まで継続雇用できる場合は、対象となる可能性があります。 (「更新の可能性あり」「本人の体調、勤務状況、業績による」等何らかの条件が付く場合は対象外となります)

② 対象労働者が途中離職した場合

第1期支給対象期間開始から1ヵ月以内に対象労働者が離職 した場合は、不支給となります。

支給額の算定方法

平成27年5月1日以降、初回申請※する場合

※ 初回申請とは平成27年5月1日以降に第1期支給対象期の申請を 行うなど、対象労働者について初めて支給申請を行うことをいいます。

◇対象労働者の実労働時間に応じた支給額の算定

対象労働者の実労働時間が、雇用契約で定められた所定労働時間に満たない場合には、支給対象期6か月間の平均実労働時間を算出し、

- ◆短時間労働者以外の労働者の場合、月ごとの実労働時間が 30時間の8割を下回る場合、その月の助成額が<u>減額又は0円</u> となります。
- ◆短時間労働者の場合、月ごとの実労働時間が20時間の8割を 下回る場合、その月の助成額が0円となります。

詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。

